

遺品

いまやら聞けない
遺品にまつわる

一問一答

高齢者住宅入居のための引っ越しを行なう業者は、ほかにいくつかあるが、引っ越し業務のみのお手伝いというところも少なくない。また、オプションになっているサービスも多い。今後、事前整理を行なう業者は増えていくことが予想されるが、事前整理を依頼するときは、どんなことをどこまでやってくれるのか、どこからがオプションになるのか、詳しく確認する必要がある。

Q 遺品整理を業者に依頼する前に、検討しなければならぬ「気持ちの確認」と「状況の把握」にはどんなことがあるか？

A 実際に2つの事柄について、最低限確認しておいたほうがよい。

【気持ちの確認】

- ①なぜ遺品整理業者に依頼しようと思ったか？
- ②故人だったら、どのように遺品整理をしてほしいだろうか？
- ③故人との約束事で忘れていないことはないか？

④形見としてどんな物を引き取るのか考えているか？

⑤いま遺品を片付けて区切りをつけることに後悔はないか？

【状況の把握】

- ⑥部屋の鍵はどこにあるか？
- ⑦部屋の賃貸契約書はどこにあるか（賃貸の場合）？
- ⑧ご近所への連絡が、漏れてはいないか？
- ⑨相続人への連絡が、漏れてはいないか？
- ⑩家賃や光熱費などの、滞納はないか？
- ⑪保険証書、通帳や貴重品などで、まだ見つかっていないものは、ないか？
- ⑫賃貸の場合は、家主や管理会社に遺品を整理する日を伝えてあるか？

Q 遺品整理を業者ではなく、残された家族で行なう場合、どんな準備が必要？

A 前出の⑥～⑫までを検討後、次の12項目のことが最低限必要になる。

分けを希望することも多いので、漏れないように気をつける。

Q 子どもがおらず、配偶者が先に亡くなり、現在はひとり暮らし。亡くなってからの後始末に必要なことは？

A おおむね、つぎのようなことが必要になる。

- ①知人・友人への死亡の連絡。
- ②死亡診断書の申請、死亡届の提出、火葬・埋葬許可証の申請
- ③預貯金などの財産の確認。
- ④病院や施設への支払いと、後片付け。
- ⑤葬儀の手配と執行。
- ⑥火葬の手続きから埋葬まで。
- ⑦お墓に関する指示。
- ⑧家財道具や衣類、生活用品の処分について。
- ⑨携帯電話、インターネット、公共料金などの解約手続き。

これらのことを、第三者に依頼しておくことを「死後事務委任」という。「死後事務委任」は財産の分与などについては記載しない。財産分与は遺言書に。死後事務委

①誰に手伝わってもらうか。メンバーは何人必要か。

②いつまでに完了させるか、作業工程表を作る。

③不用品を引き取る一般廃棄物業者に来てもらうための、手配をする。

④自分で不用品を処分施設に運ぶ場合は、トラックなどの手配をする。

⑤段ボール箱、ゴミ袋、テープ、軍手などを用意する。

⑥部屋の電気と水道は使用できなくなるかどうかの確認をする（清掃に必要）。

⑦賃貸物件の場合、備え付けの家財道具があるかどうか、確認しておく。

⑧室内の現状回復を求められた際、手配できる工務店を探す。

⑨地方に形見を送る場合の宅配業者をどこにするか決め、事前

- ⑩遺品を売る場合、当日にリサイクル業者に来てもらうよう手配する。
- ⑪当日の支払い費用を準備する。

任は死後の処理や手続きを第三者に委託するのみ。第三者とは、友人や団体などのこと。団体には、「りすシステム」「きずなの会」があり、①～⑨までのことについて、生前契約を行なっている。委託する内容を詳細に決め、関わる費用の支払い方法を定め、内容を契約書にする。契約書は公正証書で結ぶことがほとんど。親しい人に託す場合は、「負担付遺贈」の遺言ができる。葬儀や死後の事務処理を行なってもらうことを条件に、財産の一部をあげるというもの。

Q 生前契約をしたときに、誰に契約実行の確認を頼むのか？

A 生前契約をしたときに、実行されたことをチェックしてもらう人を決めておく必要がある。家族の同意の上で契約したときは家族が承認者になる。家族がいなくときは信頼できる人を指定して、承認者になってもらうことができる。業者によっては、契約の実行を監督する第三者機構を設けている場合もある。

Q 故人の家財道具を遺品整理会社にお願いをすることを決めた。業者による遺品整理作業日の前にやっておくことは？

⑫私物や形見を不用品にまざらないように、処分してしまわないように分けておく。

A 事前に確認しておくことが5つある。①賃貸の場合、契約内容を確認し解約の申し出を行なう。月末を越えてしまうと、もう1か月分の家賃が必要になる。②事前にすべての相続人に故人の部屋に集まってもらい、形見分けを行なう。③ご近所に前もって話しておく。多くの親族が集まったり、遺品整理業者が搬出作業をしたりするため、まわりが不審に思うこともある。先に挨拶を行なっておくと、余計な詮索をされずに済む。④いつ遺品を整理するかを決め、後でもめないように費用負担を決める。⑤必要な場合は、相続人以外の親戚や故人の親友に遺品整理をする旨を伝える。故人との関わりの深い人が、形見